

広島県告示第七百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
美鈴園三百六十二地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を市道佐伯二区百五十一号線沿いに結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市佐伯区		八幡東一丁目			三七七番一	標柱一号及び一〇号
		五日市町	美鈴園		五〇番七八	標柱二号
					五〇番六七	標柱三号、四号及び五号
					三六番一	標柱六号
					四二番一	標柱七号
					三五番一	標柱八号
		八幡東一丁目			三七九番一三	標柱九号